

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内 年金手帳が廃止となり、令和4年4月から基礎年金番号通知書を交付いたします

法律改正により年金手帳が廃止となることにともない、令和4年4月1日より次のとおり手続き等が変更となります。

1. 次の方には、年金手帳に替えて「基礎年金番号通知書」を交付いたします。

- ・新たに年金制度に加入する方
- ・年金手帳の紛失等により基礎年金番号が確認できる書類の再発行を希望する方

なお、国内に居住する被保険者の方は、原則、被保険者本人の住所あてに送付いたします。ただし、被保険者が海外居住である場合や被保険者本人あてに届かない場合は、勤務先の事業所様に送付することもありますので、本人へ交付していただくようお願いいたします。

2. 社会保険加入時の事業主への年金手帳等の提出

令和4年4月1日以降に従業員の採用などにより資格取得の手続きを行う場合、個人番号(マイナンバー)による届出であれば、被保険者本人の年金手帳または基礎年金番号通知書の確認は不要です。

※ 既に年金手帳をお持ちの方は、引き続き、年金手帳を大切に保管いただくようお願いいたします。

## ご案内 短時間労働者の適用拡大にかかる専門家派遣の希望を受け付けています

令和4年10月から、被保険者が常時100人を超える企業の法人事業所と個人事業所が、短時間労働者の適用拡大の対象事業所となります。

制度改正の内容や、厚生年金保険・健康保険加入のメリットについて、事業主様から従業員の方に説明していただくことはとても大切です。従業員の方に説明会を行う場合などに、日本年金機構では社会保険労務士等の専門家を無償で派遣する事業を実施しています。専門家の派遣には事前の申し込みが必要となりますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

## ご案内 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認の特例が延長となりました

健康保険被扶養者の認定および資格確認において、医療職の方が新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことにより得た給与収入は、年間収入に含めない特例措置が実施されています。

こちらの特例措置期間は令和4年2月まででしたが、**令和4年9月**まで延長となりました。

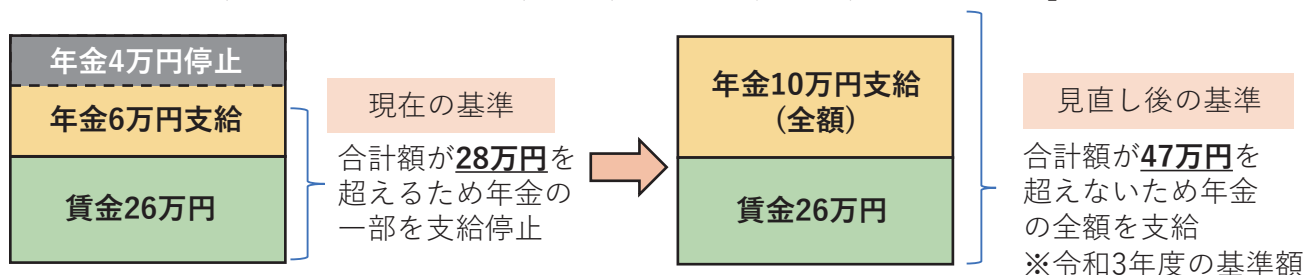
また、上記以外にも、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する被扶養者が一時的に収入が増加した場合や、国等からの臨時的な給付金や慰労金を受けた場合も、年間収入に含めない取り扱いがあります。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

## 制度改正 在職による老齢厚生年金の支給が停止される基準の見直し

老齢厚生年金を受け取られている方が厚生年金保険に加入している場合、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます（在職老齢年金制度）。

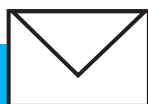
令和4年4月から60～64歳の在職老齢年金について、年金の支給が停止される基準の見直しが行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に緩和されます（28万円→47万円）。

[例：年金の基本月額が10万円で総報酬月額相当額が26万円、合計額36万円の場合]



令和4年3月末に、一度に電子申請（CSVファイル形式）できる件数の上限を99,999件に拡大します。これにより、DVD等の媒体で提出されていた皆さまも一度で電子申請が可能になります。より使いやすくなった電子申請を、ぜひご利用ください。

あわせてこれに対応した届書作成プログラムも日本年金機構ホームページに公開します。下部のURL・二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



## 年金だより（長崎版）

### 長崎北年金事務所の一部業務を長崎南年金事務所へ移管しました

○令和4年2月1日以降、適用・保険料に関する以下の業務は、長崎南年金事務所に対応します。

#### （厚生年金保険）

- ・ 事業所に対する調査
- ・ 保険料の決定、収納、滞納整理
- ・ 社会保険料納入証明（確認）書の交付 など

#### （国民年金）

- ・ 保険料の納付勧奨
- ・ 免除申請勧奨 など

○以下の業務は、いずれの年金事務所においても対応します。

※お客様のご都合にあわせてご利用いただけます。

- ・ 厚生年金保険および国民年金の届書の受付、相談
- ・ 健康保険被保険者資格証明書、資格取得・喪失等確認通知書の交付
- ・ 年金手帳、厚生年金保険料納付書、国民年金保険料納付書の再交付
- ・ 年金請求に関する相談・手続き

#### 【連絡先】

**長崎北年金事務所 TEL（代表）095-861-1354**

（担当課）：業務課（厚生年金保険および国民年金の届書の受付、相談を行います。）、お客様相談室

**長崎南年金事務所 TEL（代表）095-825-8701**

（担当課）：厚生年金適用調査課、厚生年金徴収課、国民年金課、お客様相談室

◎事業主・被保険者の皆さまには、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



#### ツイッター 公式アカウント @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>